

社会医療法人愛仁会 介護老人保健施設ひまわり  
【入所料金表】

1. 介護保険施設サービス費

※単位数×地域単価（茨木市は5級地：10.45円）で算出した費用額です。（※処遇改善加算を含む）

(1)基本サービス費（日額）

（単位：円）

負担割合	1割		2割		3割	
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室
1	873	791	1,747	1,583	2,620	2,374
2	926	841	1,853	1,682	2,780	2,524
3	995	910	1,990	1,820	2,986	2,730
4	1052	968	2,104	1,937	3,156	2,906
5	1111	1025	2,223	2,050	3,335	3,076

(2)全ての入所者が対象となる加算

※NO5～11は月額費用となります。その他は日額or1回当たりの費用です。

※排せつ支援加算・褥瘡マネジメント加算はいずれか一つ（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）のみ算定となります。

（単位：円）

NO	種 類	内 容	1割	2割	3割
1	初期加算	入所してから30日まで	33	66	99
2	夜勤職員配置加算	夜勤職員配置が基準を満たしたものの	26	53	79
3	栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を配置し、多職種で栄養ケア計画を作成し、食事の観察等入所者ごとの栄養状態の把握、食事調整を行う	12	24	36
4	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰を支援した場合（全利用者に対象）	37	75	113
5	排せつ支援加算（Ⅰ）	排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し支援した場合 データ提出要	11	22	33
6	排せつ支援加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）に、評価の結果、改善orオムツなしとなった場合	16	33	49
7	排せつ支援加算（Ⅲ）	上記（Ⅰ）に、評価の結果、改善+オムツなしとなった場合	22	44	66
8	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡発生を予防するために定期的な計画を作成し評価を実施した場合	3	6	9
9	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	関連職種で褥瘡ケア計画を作成して実施した場合、かつデータ提出+対象者の褥瘡発生なし	14	28	43
10	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	入所者ごとの基本的な情報+疾病・服薬情報等を厚生労働省へデータ提出	66	133	199
11	自立支援促進加算	医師が入所者ごとに自立支援のために、特に必要な医学的評価を行い、自立支援に係る支援計画等の策定に参加している	332	665	997
12	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	厚生労働省にリハビリ計画書を定期的に情報提供し、フィードバックを受けて自立支援に向けた取り組みを行う施設が算定する加算	34	68	103
13	安全対策体制加算	安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている（入所時に1回を限度）	22	44	66
14	サービス提供体制加算（Ⅰ）	介護福祉士が80%以上or10年超勤務の介護福祉士が35%以上配置されている場合	24	48	73
15	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	人材を確保して適正なサービスを保つ為、単純に給与改善にとどまらず、適正なサービスの質を保つためにも最低限費用として算定	所定単位数に3.9%を乗じた単位数		
16	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	人材を確保して適正なサービスを保つ為、単純に給与改善にとどまらず、適正なサービスの質を保つためにも最低限費用として算定	所定単位数に2.1%を乗じた単位数		
17	介護職員等ベースアップ等支援加算	人材を確保して適正なサービスを保つ為、単純に給与改善にとどまらず、適正なサービスの質を保つためにも最低限費用として算定	所定単位数に0.8%を乗じた単位数		

## (3)該当する入所者が対象となる加算

※NO31～34は月額費用となります。その他は日額or1回あたりの費用です。

(単位：円)

NO	種類	内容	1割	2割	3割
16	外泊時費用	1か月6日を限度とする。月をまたぐ場合は12日を限度とする。	401	802	1,203
17	外泊時費用（居宅サービス利用）	上記にさらに居宅サービスを利用する場合	886	1,773	2,660
18	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	必要に応じて居宅を訪問し、退所を目的とした計画を策定した場合	498	997	1,496
19	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	必要に応じて居宅を訪問し、退所を目的とした計画を策定し、かつ退所後の生活に係る計画を策定した場合	532	1,064	1,596
20	試行的退所時情報提供加算	試行的な退所時に、退所後の療養上の指導を行った場合	443	886	1,330
21	退所時情報提供加算	主治医に対して診療情報を提供した場合	554	1,108	1,662
22	入退所前連携加算（Ⅰ）	指定居宅介護支援事業所に対して情報を提供し、また、居宅事業者と連携し退所後の居宅サービスなどの利用方針を定める	665	1,330	1,995
23	入退所前連携加算（Ⅱ）	指定居宅介護支援事業所に対して情報を提供した場合	443	886	1,330
24	訪問看護指示加算	訪問看護指示書を作成した場合	332	665	997
25	短期集中リハビリテーション実施加算	入所してから3か月以内に集中的なりハビリを行った場合	266	532	798
26	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症であると医師が判断し、入所日から3ヶ月以内で集中的なりハビリを行った場合	266	532	798
27	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者に個別に担当を決め、ケアを行った場合	133	266	399
28	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動・心理症状あり在宅生活が困難であり、緊急で受け入れをした場合	221	443	665
29	療養食加算	医師の指示に基づいた食事を提供した場合（1回 ※1日3回まで）	6	13	19
30	経口移行加算	経口移行計画に従い、栄養管理を行った場合	31	62	93
31	経口維持加算（Ⅰ）	経口維持計画を作成し、観察、会議等行い、栄養管理を行った場合	443	886	1,330
32	経口維持加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）に、さらに医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が会議等に参加した場合	110	221	332
33	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上実施し、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行った場合。	99	199	299
34	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）に、口腔ケアに関する計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	121	243	365
35	再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、介護保健施設の管理栄養士と当該医療機関の管理栄養士と連携・調整を行った場合	221	443	665
36	ターミナルケア加算1	死亡日45日前～31日前	88	177	266
37	ターミナルケア加算2	死亡日30日前～4日前	177	354	532
38	ターミナルケア加算3	死亡日前日及び前々日	909	1,818	2,727
39	ターミナルケア加算4	死亡日	1,829	3,658	5,487
40	緊急時治療管理加算	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となり、投薬、注射、処置等を行った場合（月1回、連続3日まで）	574	1,148	1,722
41	所定疾患施設療養費（Ⅰ）	肺炎、尿路感染又は带状疱疹、蜂窩織炎について処置等行った場合（月1回、連続7日まで）	264	529	794
42	所定疾患施設療養費（Ⅱ）	肺炎、尿路感染又は带状疱疹、蜂窩織炎について処置等行った場合（月1回、連続10日まで）※医師が感染症対策に関する研修受講済	532	1,064	1,596
43	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、処方方針に従って減薬する取り組みを行った場合	110	221	332
その他介護保険法に基づき、別に厚生労働大臣が定めるもの					

## 2. 介護保険対象外サービス費

### (1) 居住費・食費

(単位：円)

	居住費（滞在費）		食費	合計金額
	多床室	従来型個室		
基本日額	多床室	520	1,690	2,210
	従来型個室	1,640		3,330

※多床室は4人部屋 ※食費は朝・昼・夕・おやつの合計額

### 【減免対象の方の費用負担額】

(単位：円)

利用者負担段階	居住費（滞在費）		食費	合計金額
	居室環境	負担限度額		
第1段階	多床室	0	300	300
	従来型個室	490		790
第2段階	多床室	370	390	760
	従来型個室	490		880
第3段階①	多床室	370	650	1,020
	従来型個室	1,310		1,960
第3段階②	多床室	370	1,360	1,730
	従来型個室	1,310		2,670

※居住費については、外泊中も居室を確保しておりますので、料金をいただきます。

### (2) その他の費用

※希望者のみ必要な費用です

(単位：円)

種類	内容	金額	
特別な室料	個室 テーブル・椅子・トイレ・洗面等 ※広さ、設備等は居室により異なります	1日 3,300	
		1日 2,200	
		1日 1,100	
日常生活品費	石鹸・シャンプー・おしぼり等の共用物品代	1日 150 (税抜)	
教養娯楽費	クラブ活動・レクリエーション等の材料代	1日 100 (税抜)	
喫茶	飲み物代	1杯 150	
茶道（菓子）	必要な材料代等	1回 100	
華道（花）	必要な材料代等	1回 700	
写真	発行代	1枚 55	
電気使用料	1人2品まで、充電等一時的な使用は対象外 テレビ・ラジオ・DVD・アンカ等	1日 55	
		1点 55	
洗濯料	当施設で洗濯サービスを利用した場合	1回 300	
文書作成 1	入所証明書・領収書等	1通 1,100	
文書作成 2	情報提供書・診断書等		3,300
文書作成 3	生命保険の書類・診断書等		5,500

※日常生活費及び教養娯楽費以外はすべて税込価格となります。